

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年8月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700114号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700134号

第1 結論

請求者のA社における平成20年7月7日の標準賞与額を36万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月

A社に勤務中の請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与の支払があり、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、保険給付の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成20年分賃金台帳及び請求者の預金口座開設銀行から提出された普通預金元帳により、請求者は、平成20年7月7日に36万7,702円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(36万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る賞与支給日については、上記賃金台帳及び普通預金元帳により、平成20年7月7日とすることが必要である。

なお、事業主は請求者に係る平成20年7月7日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の平成20年7月7日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。